

第34回産業統計部会議事録

1 日 時 平成25年5月27日（月）15:58～18:20

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 竹原功、椿広計

（専 門 委 員） 小西葉子、近藤正彦

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房統計調査グループ鉱工業動態統計室：新井室長

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 まだ定刻よりも2、3分早いのですが、近藤委員以外の方は全員おそろいということですので、ただいまから第34回「産業統計部会」を開催いたします。

私、本部会の部会長を務めます西郷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の部会では、5月17日の第64回統計委員会において総務大臣から諮問されました「経済産業省生産動態統計調査の変更について」、略して生動の変更の審議を行います。

今回、審議に参画していただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考1、クリップでとじてある分厚い資料の後ろから2枚目のところがございます。そこに「部会委員等名簿」が配布されておりますので、そちらで御確認ください。

産業統計部会の審議におきましては、これまで川本委員に参加していただいておりますが、川本委員においては、御事情により、部会審議に参加いただくことが難しいということですので、今回の生産動態統計調査の審議に当たりましては、椿委員に御参加いただくことになりました。本日御出席いただいている椿委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員 こちらこそよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 本日は、本件に関して第1回目の部会ということでもありますので、委員、専門委員、そして審議協力者として参画していただく各府省の順で、所属とお名前ぐらい

ですけれども、簡単な自己紹介と御挨拶を願います。

本日御出席いただいている方の一覧は、配布資料の最後の「第34回統計部会出席者一覧」にありますので、そちらで御覧ください。

なお、本日、近藤専門員が少しおくれて御出席ということになりますので、後ほどお見えになると思います。

それでは、名簿の順ということで。

まず、私、早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

次、竹原委員。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原でございます。よろしくお願いいたします。

○椿委員 統計数理研究所の椿と申します。よろしくお願いいたします。

○小西専門委員 経済産業研究所の小西と申します。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 審議協力者ということで、内閣府。

○内閣府 内閣府国民経済計算部の葛城と申します。よろしくお願いいたします。

○財務省 財務省大臣官房の山川と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省統計情報部の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

○農林水産省 農水省統計部の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省統計企画室の上野と申します。よろしくお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省総合政策局の平沢と申します。よろしくお願いいたします。

○日本銀行 日本銀行調査統計局の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○東京都 東京都統計部の社会統計課の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○愛知県 愛知県県民生活部統計課の永井と申します。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 次は、調査実施者の方の御挨拶をよろしくお願いいたします。

○新井鉦工業動態統計室長 調査統計部鉦工業動態統計室の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 次は、事務局の方、よろしくお願いいたします。

○村上統計委員会担当室長 統計委員会担当室の村上と申します。よろしくお願いいたします。

○山田統計審査官 総務省政策統括官室の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○木村副統計審査官 政策統括官室の木村と申します。よろしくお願いいたします。

○荒川主査 政策統括官室の荒川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会の方に入ります。

本日の部会は18時までを予定しておりますが、時間を少々過ぎる場合もあろうかと思えます。その場合には、予定がある方におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

では、実質的な審議の方に入りたいと思います。

まず、部会審議の方法について御了解をいただいております。

統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準というものが定められておまして、総務省の政策統括官室がその基準に即して事前に審査した結果が資料3「審査メモ」として示されております。本日は、この「審査メモ」に沿って審議を行いたいと考えております。その点、御承知おきください。

初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○木村副統計審査官 それでは、本日の配布資料を御説明します。

議事次第の別紙についております「配布資料一覧」のとおり、資料1から資料4まで、参考1としまして委員等の名簿、参考2としまして部会の開催日程につきましの資料をつけております。よろしいでしょうか。

次に、全体の審議スケジュールにつきまして、参考2を御覧いただきたいと思います。日程でございます。本日を含めまして3回ないしは4回の部会審議を予定しております。

1回目、本日でございますが、最初に、事務局が諮問の概要を説明させていただきます。次に、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画等を御説明いただきます。その後、再び事務局から「審査メモ」につきまして御説明しました後、「審査メモ」に即した審議をよろしくお願いいたします。

2回目の6月14日でございますが、本日第1回目の部会で委員の皆様から出されました意見、質問のうち、検討を要するためその場で回答できなかった事項、それから、本日の後、委員の皆様からメール等で受け付けました御意見がありましたならば、まずそれらを優先的に説明・審議をお願いいたします。その後、また「審査メモ」に即した審議をしていただく予定としております。2回目につきましては、可能でありましたならば、答申案の提示もしたいと予定しております。

3回目、6月27日につきましては、答申案の取りまとめの予定をしております。

なお、予備日としまして、7月5日金曜日、7月11日木曜日を一応予定しているところでございます。3回目までに答申案の取りまとめに至らない場合には、この予備日も使わせていただくことになろうかと思っております。

これらの部会審議を経た上で、7月26日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として、統計法で示されております3つの観点、1つ目としまして、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、2つ目としまして、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、3つ目としまして、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点、これらを中心に御審議を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、統計委員会の諮問の概要について、事務局の山田審査官から御説明をお願いしたいと思います。

○山田統計審査官 それでは、諮問の概要につきまして御説明いたしたいと思います。お手元の資料1を御用意ください。今回の諮問案件でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、資料1-1でございます。こちらのとおり、諮問第51号、経済産業省生産動態統計調査の調査計画の変更でございます。私からは、審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、そして本部会で御審議いただきたい重点事項の3点について簡単に御説明を致します。

まず1点目、調査の概要でございます。4枚ほどおめくりいただきまして、資料1-3を御覧ください。鉱工業に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から標本調査として月次で実施されています。

調査の対象は、鉱業及び経済産業省が所管する製造業の主要品の1,700品目、対象事業所数としましては約1万7,000事業所となります。

主な利用状況でございますけれども、次の資料1-4を御覧ください。代表的な利用例でございますけれども、経済産業省のIIP、内閣府のQE、そしてI0基本表の基礎データとして、景気判断あるいは生産活動分析の場面で利用されているところでございます。

2点目といたしまして、主な変更内容でございます。また1枚おめくりいただきまして、資料1-5を御覧ください。四角囲みが5つほどございます。

まず1つ目でございますけれども、現在、延べ数で約2,600ございます調査品目を削減すること。

2つ目でございます。設備の生産能力調査への変更など調査項目を変更すること。

3つ目といたしまして、調査の対象範囲を変更すること。

4つ目といたしまして、調査組織、すなわち調査実施機関を変更すること。

最後、5つ目でございますけれども、調査票の統合・廃止でございます。

変更内容の詳細につきましては、後ほど、調査実施者である経済産業省の方から説明をいただく予定でございます。

3点目でございますけれども、本部会で御審議いただきたい重点事項についてでございます。資料をお戻りいただきまして、資料1-2をお開きください。ページ番号を振ってなくて恐縮でございますが、さらにめくっていただきますと、4ページ目ぐらいに「3審議すべき重点事項」という見出しがございますので、そのところを御覧ください。

まず、(1)でございます。審議する際に用いる統一基準の考え方が適切か否かということでございます。「統一基準」という耳なれない言葉がございます。本調査については、先ほど説明いたしましたとおり、月報ベースで111月報、品目ベースで1,700品目、原材料等ベースでは170余りと多種多様な品目等を調査することになっているところでございますけれども、基本的な考え方というのは共通しているところでございます。直近では平成

13年9月、そして平成22年3月に諮問されておりますけれども、審議の一つの工夫といたしまして、基本的考え方、統一基準を合わせて審議いたしまして、個別事項はその考え方に該当しているかについて審議する多段階の方式としておりまして、今回もそれを踏襲する予定でございます。

ただ、当該基準につきまして、22年答申時に部会長意見におきまして、平成13年に策定してから10年近くが経過し、その内容の全てが経済状況等の変化に必ずしも対応していないため見直しが必要との指摘を受けているところでございます。

今回、経済産業省からは当該基準の見直しを提案されていますので、それが平成22年当時の部会長の御指摘に沿ったものかについて御審議いただきたいというものでございます。

2点目は、(2)の前回答申等での課題への対応が適切になされているかについてでございます。ア、イ、ウ、エとございます。例えばエのところで「月末従事者」という名称に変更しておりますけれども、その変更について、こちらについては基本計画でも指摘されているところでございます。

後ろの方に資料1-7というのがございます。横長になってございます。更に1枚めくっていただきますと「(3)用語及びその定義の統一」というページがございます。こちらの表の中ほどに「常用従事者」というところがございますけれども、本調査に関しましては、これに用語・定義を統一するという点で既に採用しているところでございます。

続きまして、恐縮でございますが、資料1-2の先ほどのページのところにお戻りいただければ幸いです。

「(3)加工統計の推計精度への影響」というところでございます。本調査は、IIPやIOのリソースでございますけれども、平成11年時点と比較しまして、月報数で21、品目数で750程度減っております。今後とも品目が削減されれば、加工統計側の推計精度に影響はないかというところが論点かと思っております。

なお、これに関しまして、製造業についてはIIP、サービス業につきましてはCGPI等いろいろな指標があるところでございますけれども、その連携をいかに確保するかということでございます。御案内のとおり、SNA、IOなど重要な指標につきましては既に基幹統計となっておりますけれども、専門に議論する場もないため、部会長とも御相談いたしました上で、今回の諮問に際しまして、一般論として御議論していただくというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

大きくまとめますと、重点事項は3点ございます。

1つは、原理原則の基準というのがどんなものであるかということ、個別の適用がその基準を満たしているのかどうかということ。

もう一点は、前回の答申の課題への対応がきちんとなされているのかということ。

3点目が、他の加工統計への影響等について議論する。

この3点ほどが重点課題となっております。

続きまして、今回の経済産業省生産動態統計調査について、その目的、概要、変更計画及び前回の答申における今後の課題への対応等について、経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業統計動態統計室の新井室長から御説明をお願いいたします。

なお、御説明いただいた後に、資料3の「審査メモ」において、具体的な変更内容、今後の課題への対応などについては議論いたしますので、現段階では簡潔に御説明をよろしくをお願いいたします。

○新井鉱工業動態統計室長 それでは、お手元の資料1-3、調査の概要から簡潔に御説明いたします。

先ほど審査官から御説明がありましたので、ポイントだけ御説明をしていきたいと思えます。

調査の目的、概要等は触れていただきました。

調査組織としまして、私ども経済産業省本省、都道府県、経済局の3者の協力の下に実施してございます。それから、統計調査員、郵送、オンラインという3つの方法で実施してございます。ここで特に御説明するのはオンラインでございまして、49.8%ということで約5割の事業者様がオンラインで報告をしていただいております。

結果の公表等はここに書いてあるとおりでございますので、割愛させていただきます。

利活用状況。このテーマの審議の中でも、IIP、IO、内閣府さんで使っておられますQEの関係がここに書かれてございます。民間でも多方面で利用されておるという状況でございます。

資料1-5、主な変更内容ということで、先ほど審査官から御説明がありましたが、補足という点で御説明をしていきたいと思えます。

調査品目でございまして、「主な変更内容」というところで「新設する品目（6品目（5月報）」と書いてございます。「LED器具（自動車用を除く）、化学強化ガラス等」ということが書いてございます。LEDランプは、数年前、新規に調査いたしました。LED器具については、その当時まだ調査できない状況ということで、このたび調整をして、報告が可能となりましたので、新規品目。化学強化ガラスについては、タブレットですとか、パソコン、携帯電話で、タッチ式のものが最近随分増えてきているということで、そのガラスということで調査していきたいと思っております。

削除する方で、DVDビデオ。数年前、エコポイントの関係で液晶テレビと一緒に爆発的に売れました。そのとき国内生産も増えたのですが、それ以降売れなくなりまして、生産拠点を海外の方に移しておるということで、市場規模がどんどん小さくなっているということで、削除を提示しています。それらが11品目でございます。

調査項目の変更ということで、設備、生産能力。従来、鉄鋼も設備で調査してございました。能力ではなくて、高炉の容積とかいうものを調査していたのですが、それでは稼働率がダイレクトに見づらいということで、生産能力そのものにして、あとは、高炉の出鉄

量だとかで稼働率を出すといった方が皆様にも利用しやすいのかなということで変更させていただいています。

それから、単位の変更ということで、自動車タイヤのゴムについて、従来、新ゴム量で調査していましたが、タイヤですので本数で調べよう、生産能力と生産実績は同じ単位でとろうということで変更させていただいています。

対象範囲の変更ということで8月報ほど実施してございます。現在、プラスチック製品40名以上。ただ、対象数が1,000事業所を上回るような数でございます。報告者負担の軽減とかができるのかどうか。ここ数年、対象規模の見直しをしておりませんでしたので、そういうことが可能かどうかということで検証いたしまして、原課、業界等と話をしましてまとまった結果が50名以上、相関係数等についてもそんなに悪くない、カバレッジについてもそんなに落ちないということができましたので、規模の見直しをさせていただいてございます。

調査組織の変更。規模の小さいところを切りました関係で、都道府県の関係の調査対象が随分減ることから、本省経由の一部を局に、局経由の一部を県に業務を担当してもらうということで、4月報について調査票の提出先の見直しをしていきたいと考えてございます。

それから、調査票の統廃合。武器につきましては、調査票の廃止ということで武器が掲載されていますが、これは経済活動と余り関係ないということもありまして、本当に月次が必要なのか、年次でいいのかという話を原課、業界とさせていただきました。年次でいいということになりましたので廃止していきたい。

あと、自動車については、調査品目のやりとりがありまして、二輪自動車がなくなったという経緯がございます。

あとは、調査票の統合で、セメントとセメント製品が一つの調査票で調査をしよう、より効率的な調査のやり方はできないかということで見直しをさせていただいたものでございます。

それと、前回の部会等でいただきました課題への対応というところでございますが、従事者のア、イ、ウについては、先ほど審査官の方から御説明があったとおり、統計の用語の統一だとか、生動の一元化について、4省庁で議論をして、生動がみんな従事者を使おうという整理がされました。配布されている資料のとおり、我々もそこに積極的に参加して用語を統一させていただきました。

それ以外に、生産能力。先ほどの観点アで、生産能力の単位とかをちゃんと見直しなさいということで、タイヤですとか、鉄だとかいうものについて見直しを行ってございます。

イの構造変化等による報告者が特定される可能性が高いものについての秘匿の在り方、市場占有率の在り方みたいなものも検討したのですが、これはという答えがなかなかなくて、我々としては、個別相談、報告者の皆さんがこれを出されては困るというものについて秘匿なりの方法をとっていきたいというのが現在の結論でございます。

それから、海外から受け入れた品目が多いものについて受入を国内・国外に分けるとい
うものは、民生用機械器具、主に電子レンジとか洗濯機等の品目について受入を国内と海
外に分けて調査をするという見直しも行ってございます。

そんな見直しをさせていただいて、今度、改正案を作成させていただきました。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審査メモの説明の方に入りたいと思います。

調査実施者から御説明いただいた変更等の計画に対して、総務省において事前審査を行
った結果が資料3の「審査メモ」にございます。事務局の山田審査官から「審査メモ」に
ついて御説明をよろしくお願いたします。

○山田統計審査官 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明を致します。

まず「審査メモ」でございますけれども、構成は大きく3部に分かれております。まず
「1 経済産業省生産動態統計調査の変更について」となっておりまして、次は「2 前
回答申等における今後の課題への対応」、3点目として「加工統計の推計精度へ影響」と
いう形で3部構成になってございます。

まず、1ページ目でございます。「経済産業省生産動態統計調査の変更について」でご
ざいます。先ほど諮問の概要のところ御説明いたしましたけれども、本調査につきまし
ては、調査事項等は調査票ごとに設定されているものの、調査事項等の基本的考え方につ
いては全調査票に共通しているところでございます。

これを踏まえまして、平成13年の諮問の際には、経済産業省から基本的考え方に係る見
直しに関する統一基準というのが示されておりました、当該基準についても諮問時に審議
を行っているところでございます。

その後、平成22年の諮問の際に部会長報告において、その基準を見直していく必要があ
るとされたことから、今回、経済産業省さんの方では、見直しの必要性、統一基準見直し
に当たっての基本的考え方に基づきまして、統一基準について見直しを行うとともに、調
査計画における調査票、調査項目、調査品目等に変更しているところでございます。

したがいまして、今回の審査におきましては、まず、基本的考え方の適否について御確
認いただきまして、次に、統一基準の見直しが基本的考え方に沿って行われているかにつ
いて御確認いただき、その上で、統一基準を踏まえて、個別の調査事項等について御確認
いただくというふうに3段階で御審議いただいております。

それでは「(1) 見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方」につい
てです。こちらにつきましては「ア 見直しの必要性」「イ 統一基準見直しに当たって
の基本的考え方」となっております。

こちらにつきまして共通的な論点と致しまして、平成22年部会長報告を踏まえて変更し
た点はあるのか、あるいは変更の方向性及び変更した点は適切かどうか。それから、他に

優先して検討すべき事項はないかといったことを論点として掲げさせていただいているところでございます。

続きまして「(2) 統一基準の変更」でございます。こちらについて順次御説明いたします。

まず「ア 調査事項(変更)」についてです。「調査事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な5事項を基本とするが、受注品について生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする」とされていまして、こちらにつきまして、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な項目を上記5事項としている理由は何かといったことを論点としているところでございます。

次に「イ 金額項目(削除)」でございます。こちらにつきましては「金額の調査項目を追加する、としていた項目を削除する」としているところでございます。こちらについて、平成22年に実施した諮問・答申時に、金額調査の拡充困難性について有識者の御理解を得たことに合わせて改正するものでありまして、基本的考え方に適合していることから適切と考えているところでございます。論点といたしまして、金額調査はどの範囲で実施されているのか、あるいは金額調査ができない主な理由は何かといったところが論点かと思っております。

「ウ 内訳項目(変更)」でございます。鉄鋼関係月報に係る調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているものを一般統計調査に移行して、受入については、海外からの受入の多い品目について国内と国外に分けるとしているところでございます。こちらにつきまして、鉄鋼関係月報に限定する理由は何か、あるいは海外から受入の多い品目についてはどのように判断するのかといったところが論点かと思っております。

「エ 調査品目(変更)」でございます。こちらについては①から④まで、おおむね平成13年の統一基準を再編成したものとなっておりますところでございますけれども、具体的にどのようなものを想定しているのか例示を明示できないかといったところが論点かと思っております。

「オ 原材料欄(変更)」でございます。こちらにつきましては、環境・エネルギー、政策上必要性が認められる業種を除き廃止としていたものを変更するとしているところでございますけれども、政策上特段の必要性が認められる品目等をどのように判断するのかといったところが論点かと思っております。

「カ 労務欄(変更)」でございます。従事者数については、部門区分について統合を検討する旨を追記するとしているところでございますけれども、部門別に調査しないことで問題は生じないかといったところが論点かと思っております。

「キ 生産能力・設備欄(変更)」でございます。調査単位については、より実態をあらわす単位を採用することを追記しているところでございますけれども、政策上、特段必要性が認められるものをどのように判断するのかといったところが論点かと思っております。

「ク 調査対象範囲（変更）」でございます。こちらについて「代表性の確保に配慮しながら、一定規模以上の事業所を対象とする裾切り調査への切替を削除する」としておりますけれども、裾切り調査への切りかえを削除する理由、調査効率の低下等々、そういったところについて御確認いただくところが論点かと思っております。

「ケ 調査票（変更）」でございます。動向把握の必要性が低くなった調査票の廃止・検討を追記しているところがございますけれども、「動向把握の必要性が低くなった調査票」とは具体的にどのように判断するのかといったところが論点かと思っております。

「コ 調査組織（新設）」でございます。「調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う」としておりますけれども、調査業務の効率化ですとか調査組織の見直しとは具体的にどのように行うのか、どのようなものを考えているのかということが論点かと思っております。

ここまでが統一基準の変更についての論点でございます。

次に、6 ページ下でございますけれども、「（3）今回調査項目等の変更」についてでございます。こちらにつきましては、各調査項目の変更について、統一基準に沿った変更となっているかどうかについて確認させていただくこととしております。

「ア 調査票の廃止・統合」ですとか「イ 調査項目の変更」等々と続いておりますけれども、詳細は割愛させていただきまして、1 点だけ、11 ページを御覧ください。上の段に「④変更事項 4（調査の組織の変更）」というところがございます。こちらにつきましては、調査の範囲の変更に伴いまして、経済産業省、経済産業局、都道府県間での調査票取扱量の平準化を図るために調査方法を変更するとしているところがございますけれども、調査組織を変更する理由は妥当かどうかといったところについて論点とさせていただいているところがございます。

ここまでが「1 経済産業省生産動態統計調査の変更について」の論点になります。

続きまして「2 前回答申等における今後の課題への対応」でございます。こちらにつきましては、論点が a から d まで 4 つ掲げられておりますけれども、これへの対応について御確認いただければと思っております。

最後「3 加工統計の推計精度への影響」でございます。「本調査の変更が加工統計に及ぼす影響を精査し、その妥当性及び影響について検討する必要がある」としてありまして、品目数の削除について、産業連関表や鉱工業指数などの加工統計における推計精度を低下させるおそれはないかについて御確認いただいております。

なお、関連しまして、13 ページでございます。「その他」となっておりますけれども、記載しておりますとおり、一般論として、組織体制の弱体化への対応ですとか、関連指数間における調整といった点についても併せて御議論いただいております。

説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今、御説明がありましたとおり、審査メモは3部構成となっております。最初の「経済産業省生産動態統計調査の変更について」というところが一番長くなってございまして、ずっと飛んで、11ページのところに「前回答申等における今後の課題への対応」、それから「加工統計の推計精度への影響」となっております。本日は、恐らくこの1の途中までということになると思います。

この1の生動の変更についてというところがさらに3部構成ぐらいになってございまして、最初が、理念というか、そもそも論というか、統一基準見直しに当たって基本的にどのように考えるか。

それから、基本的な考え方に沿って統一基準の見直しというのが妥当に行われているのか。

3番目に、統一基準の見直しに沿って個別の項目がきちんと見直されているのかということになってございまして、このところはかなり時間を割かなければいけないということになります。

統一基準の基本的な考え方はきょうで議論を終えられると思いますが、統一基準の変更に関しましては、恐らく、途中か、うまくいって統一基準の変更というのが全部話し合えるぐらいのペースを考えております。非常に長い議論になりますけれども、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料3の「審査メモ」に記載された論点に沿いまして議論を進めていきたいと思っております。限られた時間で効率的に御議論いただくため、「審査メモ」に記載の論点に沿って変更事項ごとにまとめて議論していただきたいと思っております。

それでは、個別の変更内容について審議いたします。

最初は、審査メモの1ページ目の「見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方」。そもそも論というか理念の部分ということになると思っておりますけれども、その論点に関しまして調査実施者から御説明をお願いいたします。

○新井鉦工業動態統計室長 御説明いたします。お手元の資料4を御覧いただければと思います。

ここに、26年、今回の見直し案はどんな感じでまとめてきたのかということと、4-2では統一基準が掲載されてございます。4-3で、統一基準の新旧対応表ということで、どういう点を見直したのかということが記載されておりますので、これで御説明させていただければと思います。

「見直しの必要性」ということで、統一基準の見直しと26年の改正ということでございます。2番目のパラで、23年改正時の統計委員会答申において部会長より、10年余りが経過し見直しの必要があるという御指摘を頂きました。ということを受けて、昨年、当グループ内に検討委員会を設けまして、金額的な検証ですとか、業種別にどうあるべきなのかということを検討させていただきました。そこで出てまいりましたのが統一基準という考え方でございます。それを整理したものが資料4-2にまとめられてございます。

主な変更点にはどのようなものがあったのかということで、資料4-3の新旧表で変更点を見ていただければと思います。

まず、一番大きな点は、先ほど「審査メモ」でも御説明がありましたが、金額項目。新しい基準では削除となっております。23年改正の審議会において金額調査の拡充困難を私が御説明いたしまして、御理解を頂きましたが、ここで出ている鉄鋼、化学、紡績、織物、ニット、金属鉱物、非金属鉱物、石油製品、コークス、これらについてその当時は金額が未調査でした。その後、織物とニット等については金額調査を導入いたしました。ただ、石油については精製所が対象ということがありまして、精製所は元売りの方に石油製品を出荷して初めて金額が分かる。製油所では全然分からない。値段も後決め。鉄もそのような状況でして、どうしても金額調査を入れると半年前の金額しか分からないということで、そんな金額を調査して意味があるのか。傾向的にはあるのですが、その時々々のタイムリーではないということで金額調査の拡充について、削除してございます。

次のページへ移っていただいて、「原材料欄の見直し」というところで、新しい基準の「原材料欄」が短くなってございます。「記述内容の簡素化」ということで「環境・エネルギー、政策上必要性が認められるものを除き廃止」と記載してありました。私どもの省庁の資源エネルギー庁の方で石油消費を調査してございますので、その関係で残った部分ですとかいうものは表現を改めて、落としたものでございます。

それから、原材料廃止についてはおおむね対応済みという状況にもなりましたので、見直しをさせていただきました。

それから「(3) 労務欄の見直し」。従事者数については、調査対象の範囲を確定するため継続することとし、部門区分については記入者負担の軽減から統合するとしてございます。

従事者数については、部門別区分について記入者負担の軽減の観点から統合。削除した方では、延べ人員、23年改正で残っていたものを全て廃止してございますので、この項目からも削除を行ったというものでございます。

金額的な検証も行いましたが、100億円、1,000億円等の金額的基準については見直す必要がなかったという状況でございます。ちなみに、4ページの統一基準で、工業の分類で100億未満は対象外とすると書いてございますが、100億円未満の品目はどれぐらいのウエートを持っているのだという検証を行ったところ、99.1でありました。ということで、その基準を変える必要はないのではないかとこのところに至ってございます。

それから、5ページに移りまして「調査票の見直し」。番号等が変わってございますが、変更点としましては、動向把握の必要性が低くなった調査票について廃止を検討するというを追記させていただいています。

それから、調査業務の効率化の観点から、経由区分の見直し。従来、余りやっておられませんでした。今回、経由別対象数の変更もありましたので、ここをちゃんと明示して、各経由区分ごとの業務量も適正化を図っていきたくて考えて新基準を作成してございます。

それから、対象範囲の見直しを行う必要性についてということで、調査事項ですとか他に優先すべき事項はないのかということですが、生産動態統計全ての調査票の生産、出荷、在庫、それから、どういう単位がいいのだろう、どういう調査事項がいいのかということ網羅的に見直して、基本的に残っていたのが、特に対象規模の見直しがまだ残っていたということで、そこも今回行った。理由としては、対象数が多いということもありますし、小さい規模まで報告者負担をずっとお願いしているということもあります、カバレッジだとかいうものが余り落ちないようにあれば、報告者負担の軽減等の観点から、規模の見直しをさせていただいたというものでございます。

基準に当たっての基本的な考え方は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

すみません。資料3の「審査メモ」の「(1)見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的な考え方」に答えるような形で資料4が用意されていると思うのですが、どこがどこにどういうふうに対応しているのかというのをもう一度おっしゃっていただけるとでしょうか。

例えば「ア 見直しの必要性」というのがございまして、これに具体的に答えている部分というのが資料4の中でどこに対応するのかということが、私、うまくトラックできなかったものですから。申し訳ございません。

○新井鉦工業動態統計室長 申し訳ございません。

基本的な考え方の22年の部会長指摘を踏まえて変更した点についてということで、資料4-1「経済産業省生産動態統計調査(平成26年調査)の見直しについて(案)」の「3.統一基準の見直しと平成26年改正」ということで部会長から指摘があった点を考慮して統一基準を作りました。統一基準作成に当たっての見直しの基本的な考え方と変更は基本的にはない。見直しの必要性も従来とそんなに変わっていないという点でございます。

すみません。私、ちょっと先走りをして、新旧表まで若干御説明したのか、申し訳ございませんでした。

○西郷部会長 それでは「見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的な考え方」の理念のところについて御審議いただきたいと思います。

資料3の1の(1)の「ア 見直しの必要性」「イ 統一基準見直しに当たっての基本的な考え方」というのが中心的な資料となりますが、それに対応するものが資料4-1の「1.見直しの必要性」「2.統一基準見直しに当たっての基本的な考え方」。こちらは、経済産業省の方から出されている資料なのですけれども、「審査メモ」と文言は同じになっております。

共通の論点というのは「審査メモ」の2ページ目のイの下に書いてございます「共通論点」。「a 平成22年部会長報告を踏まえて、変更した点はあるのか。変更の方向性及び変更した点については、適当か」「b 近年の調査環境悪化を理由として、対象範囲の見直しを行う必要性に結び付けてよいのか」。これは、実際上はもっと後の方で出てきます

けれども、調査品目というのが見かけ上は減少するような格好になっておりますので、近年の調査環境悪化を理由としてそういった見直しを行うということが妥当なのであるのかどうかということをご議論していただくことになるのです。

確認するのが3度目になってしまうかもしれませんが、「審査メモ」の「共通論点」 a、b というところに関しては、経済産業省としてはどのように答えたということになっているのでしょうか。すみませんが、その点だけもう一度御説明をお願いいたします。

○事務局 すみません。その前に事務局から簡単に補足させていただきたいところです。

共通論点の a のところに関しましては、変更した点はあるのかということで簡単に書かせていただいておりますが、個別具体論の話はこの後になりますので、この場では、この考え方のところで何か大きく変更があれば出していただければと考えております。もし議論があれば、その考え方の部分に特化して議論していただければと思います。

b に関しては、単純にイの③の、調査方法について調査範囲の見直しを行う必要性のところ結び付けて「近年の調査環境悪化を理由として、対象範囲の見直しを行う必要性に結び付けてよいのか」と出させていただいて、特化して出しているというだけでございます。その点に関して、b に関しては論点として挙げているところでございます。

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

そういたしますと、最初の基本理念というか、そういうところについては大きな変更はないというふうに理解してよろしいわけですね。

○新井鉦工業動態統計室長 そうでございます。

○西郷部会長 生動のそもそもの目的というのが、日本の鉦工業の生産の動向を月次で把握するというところにございまして、そうすると、全体の動向になるべく対応するような形で、基本的には生産量の多いところをベースにして捉えるという基本姿勢には変わりがないということですね。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。

○西郷部会長 ただし、調査環境等をにらんでその見直しを今回行ったというのが、多分、論点の b についての経済産業省側の回答だということになると思います。それでよろしいでしょうか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。

○西郷部会長 それでは、今の基本的な考え方ということに関して、委員の方々、専門委員の方々から御意見を頂ければと思います。

何か御質問等ございますか。

では、小西専門委員、よろしく申し上げます。

○小西専門委員 b の調査環境の悪化の点で、調査環境の悪化というのは誰を対象にしているのですか。調査対象か、それとも調査をする人か。上がってきたものを加工したりする人なのか。この「調査環境」の「環境」というのは具体的に何を想定されているのか御説明ください。

○新井鉦工業動態統計室長 お答えしてよろしいですか。

○西郷部会長 よろしくお願ひします。

○新井鉦工業動態統計室長 それぞれ緊密に関係していると思います。我々実施者から見ると、非協力というのが特に小さい規模で起こりがちです。特に10人ですとか20人で調査対象になっていますので、事務部門の人がいない、それで毎月か、もう40年協力してきたのだということで、非協力の理由等に挙がってくるケースがございます。

それから、これは内部的なのですが、私どもの人的な要素もでございます。

それから、効率化というのは、県、局、それぞれ業務分担していますけれども、それがなかなかうまく機能し切れていないという部分もあるのかなとも思っております。

それで、今回、特に対象数が多い、400事業所以上を対象にしている調査票についてそういうことで見直しをさせていただいたという点でございます。

○小西専門委員 では、この場合の「環境」というのは、報告者の負担が多いため非協力と、実施者の中の人的、予算的な問題、あと、調査を実施している部局の連携全てを指して、それらの環境が悪化していくことを考えて調査を削除していこうというお話ですか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。

○小西専門委員 そうすると、そもそも日本の産業動向をあらわしていこうという調査の大きな理念に、もしかしたら予算や人員とかいろいろな工夫で避けることができるかもしれないけれども、それらが要因になって調査が縮小・削除されてしまうというのが少し気になります。

○西郷部会長 お答えをよろしくお願ひします。

○新井鉦工業動態統計室長 予算的なものについてはそれほど危惧はしてございません。お金よりは、報告者の皆さんの負担感が強いのかなとは考えてございます。

○西郷部会長 近藤専門委員。

○近藤専門委員 全体の回収率は、やはりだんだん低下傾向にあるのですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○新井鉦工業動態統計室長 10年前と比べると、2～3%落ちているのかなと感じます。今、最終で90%を切るか切らないかぐらい。1割ぐらい。

○近藤専門委員 そうですか。10人未満というところはかなり下がっておりますか。

○新井鉦工業動態統計室長 規模別には、百十何種類もありますので、提出率そのものはちょっと集計し切れていないのですが、全体を通すと90%をちょっと切り始めたのかなという状況がうかがえます。

○近藤専門委員 分かりました。

○西郷部会長 今、基本理念の面について議論していただいているわけです。先ほどは、基本的な姿勢については変更なしということであって、言葉は「近年の調査環境悪化」と書いてありますけれども、いろいろな面で変化しておりますので、その変化に合わせて見直しを行った。どう見直しを行ったのかということについては、また後ほど個別具体的に

議論があるということになりますので、まずはその基本的な考え方として、従来の生動のそもそもの目的に大きな変更は加えない。今までと同じである。ただし、調査環境の変化に対応して、前回の答申で指摘された点等を踏まえて見直しを行う。そういう姿勢自体に疑義があるというか、そういう点に関して御意見があるでしょうか。

椿委員。

○椿委員 この「調査効率」という言葉が、いわゆる調査実施の効率のみならず、その生産動態自体の把握の効果を含めた効率性、要するにそれに対する影響を最小限にした上で調査実施の軽減もするというニュアンスを全て含んだ概念であれば、私はそれで問題ないと思うのですけれども、一般的に「調査効率」と言ったときに、実施の効率というニュアンスにとられる誤解だけは避けていただければ。この調査効率という概念についてだけです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ここで「効率」というのはかなり広い意味でとっていて、片や、調べなければならないことがあって、片や人的、予算的にそうするのには限りがあるので、それで限られた制約条件の中で最大限の努力をするという意味での「効率」は、私も理解しております。

○小西専門委員 だから、西郷部会長がおっしゃったみたいに、悪化というか変化ですね。「悪化」と言われると、さっき椿委員がおっしゃったみたいに、実施の環境が悪化しているのかと私は思ってしまう。書くなら、何の環境が悪化しているかを書かれた方がいいと思いますし、どこが一番ネックになっているのかというのが分かった方がいいと思います。

○西郷部会長 このメモ自体は政策統括官室の方でおつくりになっているわけです。調査環境は実際上変化しているわけなのですが、実施する部局としては、どうしても悪化する方に目が行くということがあって、人的資源も予算も大分削られていく。ああいう事業所の方のプライバシー意識というのは高まっているということもあるので、大きな言葉で言うと変化なのですが、全体的な割合で言うと、条件が悪くなっていることの方が多いため、多分ここで「悪化」という言葉が使われているのだと思います。価値判断を含む言葉が適切でないということであれば、広く「変化」と捉えていただいて結構ですけれども、今は、その文言よりは経済産業省がこの生産動態統計を見直すに当たっての姿勢について問題にしております。先ほど椿委員の方でまとめていただいたように、広い意味での調査効率が少なくとも悪くならないというか、調査効率が最大限生かされるような形での見直しをするというのが経済産業省の姿勢であるというふうに私も理解しておりますので、その基本的な考え方というのは御承認いただけるでしょうか。

もし反対意見がないということであれば、「（１）見直しの必要性・統一基準の見直しに当たっての基本的考え方」については、本部会での結論は適当というふうにさせていただきたいと思います。

引き続き「（２）統一基準の変更」以降について審議いただきますが、全体の議論の中で関連する議論があった場合には、各事項で議論した後もまた戻ってとか、そういうこ

ともございます。一応この「審査メモ」に沿って議論いたしますが、前後行ったり戻ったりということはあるということをお了解ください。

それでは、1の(2)に当たりますけれども、この(2)が非常に長いわけです。統一基準そのものの変更は、先ほど確認いたしました基本理念に基づきまして、調査事項の見直しや金額項目の削除というものを議論していただくわけですが、その一つ一つがその基本理念に沿っているものなのかどうかということをチェックしていただくというのが基本的な内容になろうかと思えます。

それでは「審査メモ」の2ページ、「(2)統一基準の変更」の「ア 調査事項(変更)」に記載してある論点につきまして、調査実施者から御説明を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○新井鉦工業動態統計室長 資料4-2が新しく設けた統一基準でございます。先ほどちょっと勘違いをして新旧表も簡単に御説明いたしましたが、どういうものが変更になったのかということが統一基準の新旧表にまとめられてございますので、そこで御説明をしていければと考えてございます。

調査事項の変更ということでございますが、品目の生産を把握するために必要最低限の項目ということで、ここでも書いてあります生産、受入、消費、出荷、在庫。現と旧の出荷の考え方は、前は「販売出荷」でした。それと「その他出荷」というものがございました。表現ぶりを規則等と合わせるということで、ここには書いてありませんが、「出荷」の中に「その他出荷」も含まれる。「出荷」というのは、売っているのも「出荷」ですし、自分の企業の他工場に原材料として支給したとかいうものが「その他出荷」になりますので、「出荷」は基本的には工場から出ていったもの。ただし、内訳が「その他」と分かれておるという点でございます。

また、在庫についても同じような表現で、月末在庫となっていたものを在庫というふうに変えさせていただいてございます。

受注品については生産のみとするという理由でございます。受注品については、基本的に納期が長くて、在庫としてカウントするのではなくて、中間で出荷するとかいうこともございませぬので、完成したベースで出荷する。在庫という概念がございませぬので、まだ仕掛かり品ということもあります。それから、完成してしまっただけで相手に納めるということですので、生産のみを押さえているということでございます。

調査品目の特性を考慮した調査事項ということでございますが、これは、例えば電池ですとかいうものは、個数なのか、そこにためられる電気の容量なのか、工作機械というのは共通的にどういう単位でとった方がいいのかというふうなことを検討させていただいて、それぞれに一番見合った調査単位だとか調査事項を決定させていただいてございます。

今回、これに関するもので申し上げますと、太陽電池フラットパネルは従来は枚数で調査してございました。パネルですから、そこで発電できる容量を調査したいねということで、数年前から容量も調査できるようになったことから、枚数から容量に変更する見直し

を具体的にやってございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして何か質問等ございますか。資料といたしましては、資料4-3のところは新旧の基準の対応表がございまして、1ページ目の上半分のところが今御説明いただいた「調査欄及び調査項目の見直し」の調査事項の変更のところに対応しております。

主な変更点というのは、左側が平成13年のときに見直された統一基準。真ん中の平成25年と書いてあるところが、今回それをこのように変更しますよということです。項目といたしましては、従前は6種類あったものが5種類になっていって、こちらの「審査メモ」の(2)のアのaとしては5項目となっているけれども、最低限必要なものが5項目である理由は何か。その理由が妥当なものであるのか。

それから、今、御説明がありましたけれども、受注品については生産のみとしているけれども、その理由。納期等の関係があるということ、あるいは仕掛かり品の性質ということから御説明いただきましたけれども、それが妥当であるのか。

3番目のcとして、「調査品目の特性を考慮した調査事項」というのは、作られるものによって数量の勘定の仕方等を見直したということなのだけれども、それが妥当であるのか。そんなところが論点になろうかと思えます。

何か質問等ございますか。

近藤専門委員。

○近藤専門委員 受注品なのですが、現在とっているのは生産だけですか。出荷は。

○新井鉦工業動態統計室長 受注品は、在庫まであるものというのは工業統計調査で、在庫報告は年次調査ですから報告できます。それが大量にあるものというのは在庫も押さえようという考え方でいます。ただ、それが全部の品目に共通的に言えるのかというと、そうでもなくて、例えば一般機械系が多いのですが、受注品が多い。それらは、作ったときに出荷される、完成したときに出荷するということで、在庫を持たないことになっていきますので、そういうものについては調べない。ただ、調べられるものについては調査をしてございます。

○近藤専門委員 ですから、そういうものは生産イコール出荷にしているのですか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。指数上は生産イコール出荷で扱っています。

○近藤専門委員 生産指数で、生産・出荷とありますね。その場合は生産イコール出荷でやっているわけですか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。

○近藤専門委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかに何か御質問ございますか。

従来、出荷が「販売出荷」と「その他出荷」に分かれていたものが「出荷」にまとめら

れた理由と、「月末在庫」というものが「在庫」という形に表現が改められているようなのですけれども、この辺をなぜこう変えたのかということについても簡単に説明していただけでしょいか。

○新井鉦工業動態統計室長 我々、総務省さんに承認申請して、それを実施しているわけですが、生産動態統計調査規則の表現が、在庫については「月末在庫」ではなくて「在庫」。出荷も、1項目で「出荷」となっていて、その中に「販売」もあれば「その他出荷」もあるということで、規則にのっとった修正をさせていただいたという点でございます。

○西郷部会長 分かりました。

ほかに何かございますか。

先ほどの基本理念から考えると、(2)のアのaの点、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な項目としてこの5項目で足りるのかどうかというのが大きな点になるかと思えますけれども、この点に関しては、委員の方々、専門委員の方々の御意見はいかがでしょう。

この5つがとられていればこれで十分だという判断と見てよろしいですか。

特に御意見がないということであれば、適当という判断にさせていただくことになるかと思えますけれども、いかがですか。

○小西専門委員 これは、言ったら、もしかしたら将来的に入るかもしれないということですか。

○西郷部会長 いや、そこは実施者の方の判断で、ここで専門委員や委員が言ったからということは。でも、議事録にはその記録が残りますので、そういうことを意識して発言していただけるということであれば、それは可能です。

○小西専門委員 では、経済学の分析をする一ユーザーとしてちょっとだけ言わせていただきますと、原材料はある調査票とものとなない調査票があるではないですか。もしも原材料があれば、生産から原材料を引くことで、付加価値を作れるので、経済分析をしやすいです。中間投入量とか原材料とかどれだけコストがかかったかという項目が入ると、経済予測ですとか産業連関表とかGDPの推計にはとても役に立つと思います。

それともう一つ。私はこの調査を使ってペーパーを1本書いたのですが、a、b、c、d、e、fのcの「消費」が入っていない調査票があるではないですか。そういう場合に永久欠番み扱いにさせていただくと、データハンドリングがしやすいなといつも思っています。

○西郷部会長 何かお答えになるところはありますか。

○新井鉦工業動態統計室長 きつい御指摘を受けました。

原材料ということですが、生産動態統計、付加価値を得る調査というふうに衣がえするには、原材料だけではなくて、従業員の賃金ですとか、減価償却ですとか、今の工業統計調査でとっているような項目を月次でとらなければならなくなる。そうでなくても、原材料については、昔とっていました。ただ、その記入が難しいのですね。品目で調

査していますから、いろいろな品目をとって、工場単位での消費だとか在庫は分かるのですが、部門ごとの消費だとかいうのはなかなか書きづらい。それから、協力を得られないということ。あと、調査票の提出がすごく遅くなるということで、その集計に間に合わない、加工の締め間に間に合わないということ等もありまして、原材料だとか労務については調査の簡素化を図ってきてございます。ですから、工業統計調査を御活用いただいて、工業統計調査と生動のマッチングで対応していただくとかという利用になるのかと思います。

あともう一点。セルの結合になったものを永久欠番にということですが、そういうのは、システム的にはデータの利用ということで可能だと思いますので、データの接続の仕方だとかいうものについては検討させていただければと考えています。今は、どれがどういうふうにできるということは、私もそんなにシステムは詳しくないのでそこまで申せませんが、利用者の利便性は考えていきたいと思っております。

○西郷部会長 小西専門委員、よろしいですか。

○小西専門委員 はい。

○西郷部会長 ほかにございますか。

今、新井室長の方からも御説明がありましたとおり、これは毎年、工業統計調査で構造を捉えて、生産動態統計の方で毎月の生産量を捉えるというのが製造業ないし鉱工業の経済産業省の中での役割分担ということになっております。差し当たって、月次で原材料や何かをとるのは非常に難しいということで、最初の基本理念の方に戻りますけれども、まずは生産量がどのように動いているのかということに焦点を当ててこの5つの項目を調べているというのが経済産業省での整理ということになると思います。

ほかに何か御意見ございますか。

ないようでしたら、(2)のAに関してもこの5つのもので適当というふうに部会の結論とさせていただきます。

次に、「(2)統一基準の変更」のイに移りまして、「金額項目」ということについて調査実施者の方から御説明をよろしく願いいたします。

○新井鉱工業動態統計室長 御説明いたします。

統一基準の見直しに当たって、今回、金額項目については削除致してございます。これはなぜかという、後ろの方に書いてあるとおり、金額調査が困難、できるものは金額調査を実施しましたということでございます。

この間、努力をして金額調査を充実したものということで、非金属鉱物、ニット生地とコークス。この3つにつきましては金額調査を導入して実施をいたしてございます。非金属鉱物については14年、ニットについては18年に導入しており、コークスについても14年に実施いたしてございます。

それ以外のものについては、金額調査を導入していますが、ここに掲載されている残りの6業種については残念ながら調査ができない。いろいろな状況から調査の実施ができて

ございません。

では、何種類あるのかということで、bで、金額調査を実施していない調査は何か、できない理由は何かということでございます。繊維、織物等について見ますと、受託加工品が多い。生産量は分かります。加工賃なので、加工賃しかもらっていません。生産動態統計は、作った織物を売った金額相当、作った金額を書いてくださいということですが、加工金額を書かれても、その数量に対する評価金額にならないということで、織物等については賃加工、アパレル屋さんからの加工が多いということで、導入がなかなかできてございません。

紡績糸についても同様に、親会社から頼まれたとか、賃加工が多いということでできない。

化学繊維については、ここには難しいと書いておりますが、何とかできないかということで今も団体とお話はさせていただいて、できるのかどうなのか、今後も詰めていきたいという状況でございます。

石油は、先ほども申し上げたように、原油の値動きで価格がいつ変わるか分からないという中で、半年後の金額を決めるとかいうことをやっていますので、その金額評価が正しくできないという観点。

鉄も同じようなものということで、残った業種については、以上申したような理由で金額調査ができない状況でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

生産動態統計は数量を捉えるというのが基本にはなっているのだけれども、景気の動向などを把握する上ではなるべく金額もとってほしいというような要望があって、それを御検討いただいた。ただし、もう既に金額でとれそうなものは大方とってしまったということなので、これ以上金額項目を増やすということは実際上できないということなので、この金額項目を削除というのは、もうこれ以上増やすことはありませんという意味での削除ということです。

これに関して、委員、専門委員の方から何か御意見あるでしょうか。

現在、金額項目がとられているものというのがどれぐらいあるのかという数は分かりますか。何品目のうちどれぐらいが金額項目をとっているかというのは。

○新井鉦工業動態統計室長 速算すると。

○西郷部会長 今、正確な数字が難しいということであれば、大ざっぱな数字でも構わないのですけれども、何パーセントぐらいは金額をとっていますとかいうような答えができるでしょうか。

○新井鉦工業動態統計室長 頭の中の想像で申し上げて申し訳ないのですが、品目数のおおむね1割ぐらいかと。

○西郷部会長 品目数の1割ぐらいは金額が調査されているということですね。

○新井鉦工業動態統計室長 金額が調査されていないのが1割ぐらい。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

残り1割ぐらいのところではふやすというようなことにするのかどうかという決断だということになると思うのです。

御意見ございますか。

どういふもので調べられていないのかというリストがない状況で妥当性を検証するというのは難しいとは思いますが、さはさりながら、1割とはいっても、生産動態統計は品目数が多いので、全部をリストアップするというのはなかなか難しいような気もするのですけれども、いかがでしょうか。ここで適当というふうに判断をするのか、それとも次回そういう金額で調査されていないもののリストのようなものを出していただいて、それでまた議論するという形にするのか。どちらに致しましょうか。

○竹原委員 今、西郷部会長が言われたこととかかわるのですけれども、前回のときに、何ゆえにこの9品目ぐらいを金額ベースで追加したらというふうな話になったのですか。例えば、全体として1割が残っていながら、その中でごく数パーセントが選別された理由というのは何だったのですか。

○西郷部会長 お答えいただけますか。

○新井鉦工業動態統計室長 生産動態統計は、従来、生産金額なり販売金額ということで、どちらかの項目で金額調査をしてきました。その間、ここに書いてあります鉄鋼からコークスまで9業種について金額調査が導入されていなかった。いろいろな分析をする上でも、単に市場規模を見る場合でも、金額というのは必要だろうということで、全てについて金額調査を導入することができないかということをお我々自身の検討課題として統一基準の中に盛り込みました。それで、この間、できる業種は何かあるのかということで、各業界、原課と話をさせていただきました。その結果、18年、14年に3つの業種について金額調査を導入することができました。

ほかの業種についてもやったのですが、先ほど申したように、値段の後決めの問題、それが評価する金額に該当するのかどうなのかという議論。それから、下請の加工賃しかもらっていないというのを金額で評価するわけにはいかない。数量と金額がマッチしていないと単価は変に出てしまうというのがあります。これらの残った業種については今後なかなか難しいということで、金額調査を充実するといったところを削除させていただいたということがございます。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

これも工業統計調査との役割分担ということで、生動では金額は調べられていないけれども、工業の方では金額が調べられているものが多いというか、生動の方がサブセットのような形になっているわけですね。

○新井鉦工業動態統計室長 工業統計調査には全て金額はありますがけれども、うちに対応した数量があるのかどうかはなかなか難しいかなと思います。

○西郷部会長 近藤専門委員。

○近藤専門委員 繊維の加工賃ですけれども、数量は簡単に押さえられるのですか。金額は難しいのですけれども。

○新井鉦工業動態統計室長 織物だとか糸だとかいうものの加工量、量そのものは何となく分かる。ただ、それに見合った収入というのが、加工賃なので、生産金額でもないし、販売金額でもないし、単価がちょっと違うということ。

○近藤専門委員 実態をあらわさないということ。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。共通的に金額をあらわすことができないということでございます。

○近藤専門委員 分かりました。

あと一点。鉄鋼ですけれども、価格は後決めですか。

○新井鉦工業動態統計室長 企業によって先に数か月決めてしまうケースもあるようですし、後で決めるケースも。今年はこの金額でとかいう値上げ交渉をやるとかいう話も聞いていますので、企業によってはいろいろ取組がある。その時期、時期のお金ではない。

○近藤専門委員 後で自動車産業と決めるとか。だから、その時点でははっきりとは。

○新井鉦工業動態統計室長 企業と企業の個別で決めるようです。

○近藤専門委員 だから、その時点では分からないということですか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。

○西郷部会長 ほかにございますか。

そういったしますと、その「審査メモ」の3ページのウの上にあります「金額調査はどの範囲で実施されているのか」というのは、品目数でいうと9割ぐらゐのもので金額調査が実施されているということ。

それから、現在、金額調査を実施していない調査というのは残りの1割で、できていない理由というのは、例えば加工賃の問題であるとか、後払いの問題であるとか、月次の統計で金額を捉えるのが難しいものだけが残っている。なので、金額を調査する品目をこれ以上増やすというのはなかなか難しいということで、削除ということなのですけれども、それが適当と考えられるかどうかということですが、いかがでしょうか。

特に反対意見がないということであれば、適当というふうに判断させていただきますが、もうちょっと判断の材料を求めてから次回に決着ということも考えられますが、いかがでしょうか。

業界団体等ともいろいろ交渉していただいて、それで時間を掛けて検討した結果ということですので、私は適当という判断でよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

じっくり頭を冷やして考えてみて、やはり反対ということであれば、次回の部会のおきにおっしゃっていただくことにして、一応今の段階では、部会としてこの金額項目の削除ということに関しては適当という判断を下したという形で、次に進ませていただきたいと思えます。

それでは「審査メモ」の3ページ、「ウ 内訳項目（変更）」に関して議論をしていただけだと思います。

それでは、また実施部局の方から御説明をよろしくお願いいたします。

○新井鉦工業動態統計室長 内訳項目の変更でございます。ここについては、いろいろな調査で内訳項目の簡素合理化を行っておりますが、その中で御指摘いただくのは、鉄鋼関係月報についての内訳、特に限定コメントをしているということでもあります。

なぜ限定するのかということですが、鉄鋼関係につきましては、平成14年に鉄鋼の生産内訳ですとか、その当時、承認統計と言っていた調査について原課の方に移管してございます。その中で、特殊鋼だとか生産内訳だとかいうものを調べてございます。主に需給統計ということで。

今回、鉄鋼の調査票を後で御説明いたしますが、すごく細かく品種別に調べておるということで、速報という観点、確報という観点で、この動向を追う必要があるのかどうかということも検討させていただきました。鉄鋼課、鉄鋼連盟、業界にも入っていただいて、どれがどういうふうに使われているのだというのを検討させていただきました。

その結果、基幹統計として今回そこまで調べる必要がないだろうと。業界並びに原課の必要最低限の項目に絞って生産内訳等をどうしても知りたいということもありまして、基幹統計の、生産動態統計から外して、一般統計へというふうに整理したものでございます。

ほかの調査関係でそういうのがあったのかということですが、既に生動について内訳等について大分簡素化をしてきております。鉄鋼については十数年ぶりの改正ということで、この間たまったのが一気にここに出たのかなという部分もあります。そういうことで、鉄鋼についてはということで限定をしてやらせていただいております。

調査品目、項目、詳細多岐にわたっているものは具体的にどのようなものなのかということです。鉄鋼の調査票、資料4-4でございます。ここに1-3ということで、上が工具鋼の生産で、形鋼だとか棒鋼だとか管材、どういうものを作っていますか。では消費は。特殊用途鋼についてはステンレス鋼のクロム系、クロムモリブデン系だとか、品種によってそれぞれ分けている。それから、1-4、特殊鋼の冷間仕上げ鋼材の生産・消費内訳にしても、同じように、工具鋼、特殊用途鋼、生産では磨帯鋼、冷延広幅、冷延鋼板、再冷延用消費だとかいうことで、非常に詳細なものを調べている。これが生産動向、経済の動向を追うここまでの細かい品目が本当に要るのか。IIPではこれは使っておりませんということもあります。ただし、原課が使うということもあって、我々が一方的に落としてしまったらもうできなくなってしまうので、原課の一般統計として実施できないかというのを鉄鋼課だとか鉄連等と話をして整理をさせていただいたものでございます。

それから、cの海外からの受入の多い品目をどう判断するのかということですが、これは、私ども、月次の調査・審査をしている際に、どこからの受入でしょうか、何でこんなに増えたのでしょうかというふうなヒアリング等もさせていただいています。受入が伸びて、逆に生産がどんどん減っている、なぜなのでしょうとかというふうなことを事業報

告者さんに確認させていただいて、それは海外に移っているからですとかいうものの確認をした結果、あと、業界団体さんにも最終的には確認しますが、受入をもうちょっと詳細に取ろうか、報告できますでしょうかという確認もさせていただいて対応してございます。

家電製品等について、特に今回、調査票を全部通して受入を分けたわけですが、業界さんにも事前に相談して、報告可能というふうなコメントもいただいております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

「要点メモ」の方は、その3ページの真ん中辺で、新旧対応表の方は、資料4-3の2ページ目の一番上のところでございます。

非常に具体的な例としては、資料4-4の鉄鋼月報の調査票に基づきまして、こういう細かい項目というのを生産動態統計で捉えることはやめて、可能であれば、一般統計と呼ばれている別のものでも調査をするような体制に変えるということですがけれども、この点に関しまして、何か質問等ございますか。

お願いします。

○近藤専門委員 日本鉄鋼連盟の調査票はこれほど細かくはないのですか。同じような統計を取っていますか。そのあたり、ちょっとお聞かせ願いたい。

○新井鉦工業動態統計室長 鉄鋼連盟さんですので、恐らく、これより細かいのをとっているか、これと同じなのか、かなり近いものは取っておられるのだらうなというふうには想像します。ただ、現実的に、最近、個票データとか調査票データで個別に検討するとかいうのがなくなってきていますので、現実的にどういう調査票なのかというところまでの確認は。

○近藤専門委員 未定、まだ検討はしていないということですか。

○新井鉦工業動態統計室長 確認はしていない。

○近藤専門委員 していないということですか。

○新井鉦工業動態統計室長 ただ、こういうことをなくすということは鉄連さんともお話しさせていただいて。

○近藤専門委員 これ、記入負担もあるけれども、やはり重複統計という面もありますから、やはり簡略化した方がいいと思います。

○新井鉦工業動態統計室長 ありがとうございます。

○西郷部会長 質問の方は、これを簡略化した方がいいというようなことですが。

すみません。「審査メモ」の方では、3ページ目の真ん中辺に「論点」としてa、b、cとございます。bの「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」ですけれども、どういうものであれば詳細・多岐であって、どういうものは詳細・多岐ではないのか、その判断の基準がどんなものなのかということが1つ。

それから、その判断の基準に照らして、例えば、鉄鋼関係月報は詳細だ、ほかに詳細・多岐にわたるといふものがないのだろうか、どれが詳細・多岐にわたるものに当たるのか、

その判断の根拠というのを示してほしいというのが、2番目で書いてあるaに当たるものになると思います。

3番目に、海外からの受入の多い品目については、海外と国内を分けるというふうにしたのだけれども、これは先ほど、国内と国外とに分けることによって生産の動向の判断の材料に使えるのであるということで、明確なお答えがあったと思います。bの、どういふときに詳細・多岐というような判断が下されるのかということと、その判断の基準に基づいて、鉄鋼に関しては相当細かいというのは、確かに百聞は一見にしかずでよく分かったわけですが、ほかに、そういう多岐・詳細にわたるようなものに該当するような品目なり何なりがないのか。この点に関しては経済産業省の御判断をお伺いしたいと思ひます。

○新井鉦工業動態統計室長 詳細・多岐にわたるといふことで代表例のコピーをここに。次のページの「鉄鋼月報（その6）」も詳細だなといふ例としてお手元に資料としてお配りしました。これについても、1-4が、我々が見る限りは詳細だねといふ判断をしてございます。

それでは、西郷部会長がおっしゃるよういふ、具体的にどういふ基準で詳細なのだといふことでございますが、我々も、一品目に対して内訳が5個以上あったら詳細かとかいふ基準は、残念ながら現在持っておりません。ただし、ほかの調査票が、生産内訳とかいふのはどこに出しましたか、どこ用ですかとか、何用ですかとかいふくくりは1本ぐらいしかないので。ところが、これは、用途もあつて、生産も消費もあるといふことで、余りにも詳細だねといふふうな判断をさせていただいたといふことでございます。具体的に5個以上だとか6個以上だとか、残念ながら今御説明できる厳密な基準はありません。申し訳ございません。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

○事務局 すみません。事務局から補足として伺いたいのですけれども、bに挙げさせていただいている「多岐にわたっているもの」といふところについてです。具体的にはお出しできないといふところで、各所と話をし調整されて、総合的に判断といふことなのでしょうけれども、そうすると、一般統計調査への移行といふのは、多岐にわたってさえいたら検討材料として入れてしまふといふふういふに読めるのか。

といふのは、取るものが重要であれば、そもそも残すといふのが、基幹統計として今までやってきているといふところもあるので、そのところについては具体的にここでわざわざこの項目を入れる必要があるのかどうかといふのをちょっと確認しておきたいのですけれども、よろしいですか。

○西郷部会長 一般統計調査と基幹統計調査の役割分担のよういふ部分だと思ひます。

○新井鉦工業動態統計室長 生産動態統計については、御承知のよういふに、利活用の点で申したよういふに速報性が求められる。精度の結果も求められるといふことでございます。全て

の項目についてちゃんとしたデータを提供しなければいけないという使命感を我々も持っていますということでもあります。

なぜここに鉄鋼関係にというふうにやっているのかというと、幾つか申し上げたように、ほとんどの調査票が内訳調査をこれほどやっていない。1項目ぐらいしかないのです。ここだけが残っているので、鉄鋼についてはというふうなものを表現させていただいたということもございます。

それから、これが認められれば、来年度鉄鋼から一般統計としてちゃんとやってほしいということで、予算要求だとか、移管の手續だとか、総務省さんへの説明だとかいうことで、そういうテーマについても正式にクリアしておいた方がいいのかなということもあまして、ここに一般統計へというふうな表現をさせていただいております。

業務自体は、省内で処理ではなくて外注処理ということで委託業務ということでやるようであります。

○西郷部会長 どうぞ。

○小西専門委員 では、これは鉄鋼に限りということなのですね。鉄鋼内での話で、これから、誰かが複雑多岐だと言ったからと、何でもかんでも一般統計にするということではないということですね。

○西郷部会長 そういう理解でよろしいですか。

○新井鉦工業動態統計室長 はい。そのように理解していただければ。

○小西専門委員 ニット・衣服縫製品月報も相当複雑多岐に見えますけれども、これはこれでいいのですね。鉄鋼の方がもちろんもっと複雑ですけれども。

○新井鉦工業動態統計室長 ニット・衣服縫製品月報も、調査票の改正を予定してございます。

○小西専門委員 そうですか。

○新井鉦工業動態統計室長 後ほど御説明いたしますが、内訳ということではなくて、調査項目をお互い擦り込ませて、うまく取れるようにしたということもございます。

○西郷部会長 ほかにございますか。

調査票は資料2の中に大分入っていますので、そちらの方を御覧いただいて、詳細・多岐というのがどの程度のものなのかというのを判断いただくという感じになるわけです。

どうぞ。

○竹原委員 たまたま今ニットの話がありましたけれども、鉄鋼というのは基本的に9つの調査票に分かれているわけですか。その中にそれぞれに内訳がある。そもそもその内訳という概念と、調査票自体を製品区分に応じて9つに分けているという、その段階というのですか、それはどういう考え方に基づいてやっているわけですか。

○新井鉦工業動態統計室長 現在、鉄鋼統計月報は01から09までございますが、現実的には途中の3と8がございませんので、調査票の種類は7種類でございます。鉄については、それぞれの段階というのですか、高炉メーカーさんですとか、製品ごとの区分、鋼管です

とかいう品目くくりを作って調査をしてございます。

端的に言えば、銑鉄・フェロアロイ・粗鋼ですとかいうものが1つの調査票群ということで、それを作った熱間圧延鋼材、冷間仕上げ鋼材、特殊鋼、鋼管、磨棒鋼、最後は労務・設備ということで、労務・設備はどの調査票を出していてもそれ1枚に書けば全て。普通ですと7枚あれば7枚報告するのですが、鉄については1つずつの調査ではなくて全部共通的に労務を調べるということになっていますので、それを1枚出せばいいというような調査票の基本的な作りをしてございます。

品目のくくりごとに、工業の方で出ているそれぞれの付加価値等を使って、それがどういう段階で消費されて生産されてということをとっていますので、段階別の調査票のくくりになっている。これがある反面、鉄の中の業種のくくりになっております。IIPですとかIOの付加価値はそういう業種くくりで出しています。中間くくり。最終製品をとらえるのではなく、粗鋼の段階、銑鉄の段階、鋼材の段階、H形鋼、最終製品の段階というくくりでそれぞれ作っていますので、それに見合った調査票の作りになっているものであります。

○西郷部会長 今の説明でよろしいですか。

○竹原委員 はい。

○西郷部会長 それでは、その内訳項目についても結論を出さなければいけないのですが、内訳というのでも調査項目の一部ということになると思いますが、一般にどういう項目を取り上げるべきなのかという判断を外形基準として示すというのはなかなか難しいところがあると思います。ただ、変更するというのであれば、どういう議論があってこういう変更に至ったのかということは、その議論の後には必ず文書の形等で残していただければなと思っています。

一つの基準となるのはやはり利活用だと思います。利用する人がないのに非常に細かい項目を調べるというのは、調査客体というのですか、報告者の側に要らぬ負担を掛けているということになります。恐らくこの場合にも、ここまで詳細・多岐にわたる項目を取るか取らないかということの一つの判断の基準は、利活用の方でそれだけ細かいものが使われるのかどうか。それがちゃんと調査された上で、これほど細かいものは必要ないというような判断であれば、内訳項目をなくすとか、そういう判断になります。

そういう利活用に関しては、先ほど少し言及があったと思うのですが、業界等と相談して、利活用の面に関してはどのような調査というか、下調べをなさったのか、もう一度御説明いただけますか。

○新井鉦工業動態統計室長 我々の最大ユーザーは、冒頭申しているように、指数、QE、IO等だと思っています。そこでの利活用という点では、ここまでの詳細なデータは不要と判断してございます。

それから、団体については、部分的に必要だということもございました。では、全部の団体共通的に必要かということ、そうでもない。この項目は必要だと。業界によって使う項目が違いますので、一概に全部が共通的に必要というふうな整理はできない。その中で、

鉄鋼課さんで、その調査事項について、現在の鉄鋼課さんがやっている一般統計の中で調査対象に対して調査をすることが可能ではないかというふうな検討もしていただきましたので、そちらで調べた方がいいのかなという結論に至りました。

我々としては、基幹統計として速報性もちやんと担保しなければいけないということもありますので、鉄鋼課さんにその部分を頑張ってもらいたいかなというふうに判断をした点でございます。利活用の面から申せばです。

○西郷部会長 いかがでしょうか。何か御意見等はございますか。

椿委員。

○椿委員 御説明はそのとおりだと思うのですが、単純に、ここの論点にあるように、この項目が、統一基準という、これからも使われることを前提とするところに入っているという違和感があるのです。基本的に、鉄鋼関係月報にかかわるところを入れてなくても、鉄鋼関係月報がそれに該当するということが出ていれば、要するに、一般統計調査へ移行することによって調査業務の効率化が図れるものならば、図れるということを利用して、それが鉄鋼であるという結論を導けば、今後も、要するに平成25年以降も使える統一基準としての在り方ではないかと思うのです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ここでは統一基準ということをやっておりますので、個別の品目というのがあって、これを変えるのだという書き方ではなく、どれぐらい詳細な調査を行うべきかという基準があって、それを当てはめると、鉄鋼月報に関しては調査品目を一般統計調査の方に移行することができるので、個別具体的な話ではなく、一般的な統一基準の話としてここでは展開させていただいて、それに該当するのが鉄鋼関係月報であるというような整理にしておくと、今、椿委員がおっしゃったように、今後にも使えるような統一基準というのをここで定めたということになると思うのです。その点についてはいかがでしょうか。

○新井鉦工業動態統計室長 御指摘ありがとうございます。

この統一基準、省内の関係原課に配る関係もあって、我々が作った統一基準なので、基本的に経済産業省の中の生動というのはこういうふうにするよというふうにしたものですので、御指摘のとおり、確かにこの場の議論に似つかわしくない部分もあるのかなと思います。御指摘いただいた点を真摯に受けとめて、共通的に入れ替える部分だとかいうことを整理して、統一基準そのものを変えるというのはここで限定はできませんけれども、修文するなり何なりについて検討していきたいと思います。この基準はあくまでも経済産業省の中の基準ですので、御指摘いただいたように、今後こういうことがないように整理するというふうにしていきたいと思っております。

○西郷部会長 次回の部会までに、経済産業省、それから政策統括官室の方で御調整いただいて新しく御提案いただくということによろしいですか。

○新井鉦工業動態統計室長 すみません。西郷部会長、これは、経済産業省の生産動態統計の基準であって、これを総務省さんに合議をされるとかいう性格のものではないので、内

部処理的にちゃんと修文するだとかいうのを検討させていただきたい。

○西郷部会長 分かりました。そうしていただきます。

今の点に関しては、統一基準に合うような形でこちらを実施部局の方に修文していただくということによろしいでしょうか。

○竹原委員 今回の西郷部会長のおっしゃり方で結構だと思いますし、椿委員の言われたとおりだと思うのです。別に文言的に云々ということはないのですが、先ほど西郷部会長から言われたように、基幹統計から外して一般統計に移行させるというときに、調査対象が負担とかいった点を考えたときに、そのまま素直に移行しただけではだめだと思うのです。その数字の利活用ということがきちんと整理された上で、それで必要な部分があれば一般統計に移す。多分、西郷部会長はそういうふうに言われたのだと思うのですが、この表現を見ていると、非常に端的にそのままこの基幹統計から外した部分が一般統計に移るといふふうに見られかねないのですので、その点だけはぜひ。別に文章を直せとは申しませんが、そういった議論があるということ含んでおいていただきたいと思います。

○新井鉦工業動態統計室長 分かりました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

すみません。時間が押してはいるのですがけれども、もう一つだけ審議をさせていただきと思います。

その内容は、「審査メモ」で言いますと、3ページ目の、1の(2)のエに当たりますけれども、「調査品目(変更)」というところに関してです。

それでは、調査実施者の方から「調査品目(変更)」に関して御説明をお願いいたします。

○新井鉦工業動態統計室長 資料4-3の「統一基準新旧表」であります。4ページ、①、②、③、④ということで変更点でございます。変更理由等が後ろに書いてございますが、「急速な生産規模の縮小が発生する品目に対応すべく、年間出荷額が100億円以上であっても急激な生産縮小が見られる品目については統合又は削除を検討」というものを追記させていただいています。

2番目として、工業統計調査において、100億円以上の出荷額があったとしても、秘匿措置が必要である品目に対応すべく、年間出荷額が100億円以上であっても秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なものは統合し、それ以外は削除するというふうなものでございます。

③については、(1)-③-iに移行のため削除ということで削除してございます。

④についても、同じように、(1)-③-iiiに移行のため削除。

それから、新しい基準ということで、ivで、製品における経年変化に対応する必要があることから追記をさせていただいていますが、技術変化、製品の多様化に伴い、製品の形状、大きさ、用途等が変わってきているため、品目設定、単位の見直し、定義の変更、調査票間の移動等を行います。それから、日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行う

こととしたいとしてございます。

これら具体的な例ということでございますが、具体的に1,00億円以上であっても急激な縮小が見られる品目というものでは、液晶テレビの裏に使われている蛍光灯、バックライトがございまして。例えば、液晶とともに生産量が伸びてきたわけですがけれども、LEDに代わられる、それから、液晶テレビの生産がどんどん減少するということから、バックライトの生産量等が急激に減少いたしてございます。そういうものが幾つかあります。

今、ぽっと浮かぶのがそのくらいであります、100億円以上でも秘匿処理が必要な品目、類似な統計ということであります。これは、前回の統計委員会に出ていましたように、この数字を出されては困るというふうな品目がございまして。今回も新たに半導体系で国際競争をするので、その単価を出されるような数量を問う金額を公表しないでくれということが具体的に工業会を通じて出されてきております。それについても検討しなければいけないだろうなと思っています。個別対応でそれは秘匿をするというふうなことを今考えておりますが、そういうものをちゃんとできるようにしていきたいというところでございます。

具体的には、ある業界に確認したところ、その工業会では、シェアが80%以上いくと秘匿処理をするというのを1個だけ確認できました。そういう扱いをしている団体が1個だけありました。あとは、調べても分かりませんでした。

それから、iii、1,000億円以上の商品のうち、可能であれば調査する。また、近年、生産の伸びが著しい品目、今後期待される品目ということで、調査の改正の主だったものということで新規品目に挙げさせていただきましたが、LEDの照明器具、それから強化ガラス等を新しく取っていききたいということでございます。

それから、技術革新に伴うものということで、液晶のサイズ区分を直したいなと思っています。今、4.7インチ以上とかいう括りになってはいますが、パソコン用とかテレビ用、スマートフォン用、携帯電話用とサイズが分かれば、一定用途も類推できる。今の4.7インチだけではちょっと対応が難しいかなということで、サイズの見直しをさせていただこうかと思っています。そういうものを今回提案していけたらなと考えてございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、どういうものを調査品目として立てるのかということについての基準というお話なのですが、新旧の対応表の3ページに大きな項目が書いてあって、具体的な見直しの視点というのが4ページから5ページにかけてございます。ある意味では一番重要な部分ということになりますけれども、「審査メモ」の方を見ると、従前のものが踏襲されてはいるのだけれども、論理的な整合性がうまくつくように並べ方が変えてあるというのが平成25年の新統一基準ということになっているようです。例えば、おおむね100億円以上の出荷額があるものが1品目として立つというのが一番大きな原則なわけですが、100億円未満のものであっても、生産量の伸びが著しいものであるといったものに関し

ては、調査品目として立てるようになっているということです。これもまた何度も何度も繰り返しになりますけれども、生動の元々の作成目的である、我が国の鉱工業の生産活動をうまく捉えるための工夫ということで、このような基準が採用されてきたし、今後も基本的にはそれに沿って品目を立てていきますということです。

何か質問等ございますか。

椿委員。

○椿委員 これも全く理解しているところなのですが、いわゆる秘匿処理という概念が新しくこの中に入ったわけです。それが、いわゆる普通で言うところの、要するに、先程あった、法人数とかが非常に少ないという独占状態にあったというタイプのものと、もう一つ、製品群として国益上出すのが好ましくないという話があったというふうに理解したのです。趣旨はごもっともだと思いますけれども、後者については、これまでも、公表上そういうことはやらないということは経済産業省の中では、統計の表章上そういうことはやらない。調査と表章等で分けていたというようなことはやられていたということなのですか。

○西郷部会長 お答えいただけますか。

○新井鉱工業動態統計室長 今まで企業から直接要望があったもの等については秘匿処理ということで対応させていただいています。調査には協力いただいて、指数だとか加工段階では使えるような工夫をさせていただいておりました。

○椿委員 実態としては、それを今回、基準の中に明文化したということなのですね。調査に協力していただけないということは、正にそのとおりだと思いますけれども、仮に、調査票上、類似品目と統合しても、省内ではある程度それを政策上利活用できるということは保証できているということですね。

○新井鉱工業動態統計室長 データ提供等もしてございます。ただし、ここは一步踏み込んで、統合が可能なもの、類似品があるものは統合しますと。でも、類似品がなかったら統合しようもない。いつまでもそれを調べておくのがいいのかということもあって、削除も検討する。場合によったら削除も必要なのかなと。それをどこまで追求すべきなのかというのも、我々だけでは答えを出せないのですけれども、検討する必要があるだろうと思ってございます。

○西郷部会長 確かに「秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なものは統合し」というのは、新たに入ってきた文言だということなのですが、調査実施者の姿勢としては、なるべく出せるものを出せるような形で出すというのが基本姿勢で、そういう努力をして、その努力を明文化したのがこういう文言となってあらわれたのだというふうに私は理解しているのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○新井鉱工業動態統計室長 そのように御理解いただいて幸いです。

それで、最後にどうしてもできなかった場合には削除も検討するというふうな表現にさせていただきます。

○西郷部会長 あと、100億円というのが、恐らく、事情を御存じない方には唐突な印象を与えたいと思います。なぜ100億円という基準なのかということについても、一言でいいので説明をしていただけますか。

○新井鉦工業動態統計室長 私どもで調べているのが1,700ぐらい、工業統計調査だと二千数百品目調べてございます。その中で、日本の生産金額で上位から並べていきますと、100億円というのは99.8ないしは99.9以下の構成比しか持っていない。100億円以下の品目は、恐らく200だとかかなりの数ありますが、それでも構成比としては0.1、0.2の世界。100億円以上の品目で99.1%のシェアを持っています。100億円以下の品目は幾つというふうに速算では出ませんが、集めても0.9%しかないという状況でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

100億円ということを経準にしておくと、ほとんど全てとは言わないけれども、かなりの生産量が捉えられるということで、このような基準が掛けられているということでもあります。

調査品目の設置の基準に関して、ほかに御質問等ございますか。

○竹原委員 すみません。基準ではないのですが、先ほど、品目数は1,700とおっしゃいましたけれども、資料1-5にある品目数の2,612とどういう関係なのかというのを少し教えていただけますか。

○西郷部会長 お願いします。

○新井鉦工業動態統計室長 申し上げます。

資料1の方にあります2,400か2,500だったと思いますが、それは生産内訳ですとか原材料も考慮して、我々、品目コードと言っていますが、品目コードが起きているコードを数えたものトータルであります。うちの後ろに出ている1,700品目というのは、製品欄、例えば家電であれば電子レンジ、テレビ、エアコンとかいう品目の製品欄の数を立ち上げていると1,700でございます。2,300の方には、原材料、製品欄、労務、内訳等、全てコードがついているものが入っているという違いでございます。

ちなみに、お手元の先ほどの鉄の調査票を見ていただければと思います。資料4-4。ここで製品欄として捉えているのが「1-1 製品」というふうに書いてございます。0101から0110までの10品目について品目数としてカウントしています。1,700品目のうちの10品目と数えています。ほかにも全て足したのが2,300品目というカウントの仕方をさせていただいています。製品欄ということではカウントしていない。1-3だとか1-4について。その違いでございます。

○西郷部会長 よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。特に品目を立てるときの基準として。

○近藤専門委員 新規製品の基準は1,000億でしたか。新たにとる場合の規模ですね。年間出荷額は幾らでしたか。

○新井鉦工業動態統計室長 1,000億円以上。

○近藤専門委員 1,000億ですね。又は、近年注目を浴びる品目は、少なくともいいのですか。50億とか。

○新井鉦工業動態統計室長 それは少なくともやむを得ないだろうと思っています。それはなぜかという、これからどのくらいどういうふう伸びていくのだという情報を提供するの非常に重要なことだろうと思っています。そういうのは伸びているよとすぐ調査できるものではありませんので、前倒しでとればということ考えております。

○西郷部会長 お願いします。

○小西専門委員 すみません。基本的なことで恐縮なのですが、②の秘匿処理というのは、全部の項目、つまり生産、原材料、労務、生産能力を出さないということなのですか。それとも、稼働率だけは出さないとかいうのもこの秘匿処理に入るのですか。

○新井鉦工業動態統計室長 秘匿処理というのはそれぞれの項目ごと。品目が2事業所しかないといったら秘匿になりますし、能力ですとかいうのが2事業所しかないということであれば、そこも秘匿になる。

稼働率だとか指数の方になりますと、私どもでお答えするのではなくて、指数グループの方、解析室の方でお答えした方がいいのかと思いますけれども、可能な限りは情報提供しているのかなと思います。

○小西専門委員 ここでの秘匿処理は、その該当品目に回答した事業所が2以下の場合の秘匿処理ということですか。

○新井鉦工業動態統計室長 2又は3で分かってしまう例が中にはあるのでしょうか、「3以下」とかいう表現を厳密には使っているようでございます。

○西郷部会長 ほかにございますか。

それでは、調査品目の選定の基準ということに関しましては、前回の基準を表現を変えて並べ替えている。ただし、秘匿処理ということが新しい項目としてこの中に含まれることになったということなのですから、少なくとも品目を立てるか立てないかということに関しては、今までの考え方を踏襲していて、例えば、100億円基準であれば生産量のほとんどのものが捉えられるということですので、部会の判断としては適当とさせていただいていいでしょうか。それとも、その秘匿処理のところをどうするかというのはもう少し考えてみたいということであれば、次回もう一度話し合う機会を持ちたいと思いますが、いかがですか。

時間が20分ぐらい超過してしまっているんで、特に強い反対意見がないということであれば、この調査品目の選定の基準というのは部会として適当というふうに判断をさせていただきます。

そういたしますと、「(2)統一基準の変更」のエまで話し合いをして、そのうちの「ウ内訳項目」に関しては実施部局の方で修文した案を次回御提示いただくということになっておりましたので、その点を御用意いただければと思います。

今回は「(2)統一基準の変更」の「オ 原材料欄」というところから審議を進めてま

いりたいと思います。

今日は、時間が20分以上超過してしまいまして、本当に申し訳ございませんでした。本日の審議はこれまでとさせていただきます。

なお、部会長として皆様方にお願いがございます。本部会において審議を効率的に行うため、今回の審議を踏まえて確認したい事項や御意見等がございましたら、5月31日までに事務局まで電子メール等、あるいは電話なりで御連絡いただければと思います。

御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめの上、指摘等に対する回答を作成して、次回部会の資料として提出させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次回の部会の日程等に関して、事務局の方から御連絡をよろしくお願いいたします。

○事務局 次回の部会でございますが、6月14日金曜日16時から、本日と同じこの会議室で開催することを予定しております。先ほど部会長からお話しありましたとおり、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がございましたら、今週いっぱい、5月31日金曜日までにメール等の方法で事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様につきましては、お荷物になるようでしたら、置いておいていただければ、次回また席上に御用意させていただきます。

○西郷部会長 あと、席上配布資料という形で配られているものがあるのですが、公表していないデータが一部含まれていることで、この場で一旦回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○新井鉦工業動態統計室長 机の上に置いておいていただければ回収に参ります。

○西郷部会長 席上配布資料「調査対象の範囲の変更にかかわる検討資料」で、右上の方に「会議後回収」と書いてある資料に関しましては、今は一旦回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の部会はこれで終了いたします。時間を延長して申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

○新井鉦工業動態統計室長 西郷部会長、すみません。先ほどの点で、同一基準、書き替えたものをということで御発言があったのですが、先ほども整理させていただいたように、それは経済産業省の中の基準でありますので、経済産業省の中では整理をしますけれども、それを総務省さんだとかいうところで議論はお避けいただいて、その考え方がおかしい、こういう表現にした方がいいよとかいうアドバイスはいただいて、我々はそれに沿って直します。ただ、今回の部会にそれを出せるかどうかというのは、部だとか、うちの組織の関係もありますので、そこはちょっと検討させていただければと思います。

○事務局 すみません。事務局ですけれども、一応、その修正した案についてはお示しいただきたいのです。それは別に合議とかではないにしても、この場に示すということでは

きないのですか。

○新井鉦工業動態統計室長 期間的に間に合うかどうか。

○事務局 期間的なものはあるでしょうけれども、次回、その検討結果を教えてください。

○新井鉦工業動態統計室長 こういうふうに検討していますというふうなことは御連絡します。

○西郷部会長 分かりました。